

交野市地域密着型サービス事業所 様

交野市福祉部高齢介護課長

他市町村からの転入（予定）者による市内指定地域密着型
サービス事業所の利用について（通知）

平素は介護保険の適切な運用にご協力いただきありがとうございます。

他市町村からの転入（予定）者による市内指定地域密着型サービス事業所の利用について、市長が必要と認める内容を下記のとおりお示いたします。

今後とも、適切な介護保険の運用を宜しくお願い申し上げます。

記

1. 本市利用方針（交野市指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る同意の基本方針）

第4条 他市町村から転入した者（対象者）による市内の指定地域密着型サービス事業所（別表に定める対象サービスに限る）の利用については、転入後3箇月を経過した者に限るものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

2. 市長が必要と認められる内容について

面会、外出時の支援、対象者の金銭管理、各種官公署の手続き、その他日常生活上の諸手続きを主として担う、交野市民である家族及び親族がいる、もしくは成年後見人等が交野市内にいる場合で、かつ転入後も、継続してこれらの必要な援助を行う意志がある場合。

3. 手続方法

申請者は、「【様式1】他市町村からの転入（予定）者による市内の指定地域密着型サービス事業所利用申請書」に必要事項を記入の上、高齢介護課に申請を行う。

市は、申請を受理後、内容を審査の上、申請者に結果を通知する。

4. その他

利用を検討している場合については、事前に必ず市に連絡した上で、市からの承認後以降に利用すること。（市の承認以前に利用したサービス費の支給は認められません）

（お問い合わせ）

交野市福祉部高齢介護課

電 話：072-893-6400（代）

e-mail：kaigo@city.katano.osaka.jp